

令和6年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等（公の施設の指定管理者）
監査

2 監査の対象

監査対象団体（指定管理者）	管理する施設	所管課
鹿島公民館運営協議会	鹿島公民館	生涯学習課

3 監査の範囲

令和5年度の指定管理に係る出納その他の事務の執行

4 監査の実施期間

令和6年9月30日から令和6年12月5日まで

現地監査 ・ 日 時 令和6年11月22日（金）

午後1時30分～午後4時10分

・ 場 所 鹿島公民館（鹿島市民交流プラザ3階 中会議室）

5 監査の主眼

（1）指定管理者

- ① 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ④ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ⑤ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

（2）所管課

- ① 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。

- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ⑨ 指定管理者制度の採用により、施設の効率的な管理及び運営が図られ、利用を促進するものとなっているか。
- ⑩ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。
- ⑪ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

6 監査の方法

監査は、「5 監査の主眼」に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務が鹿島市と指定管理者との基本協定等に沿い、関連法令等に則り適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係帳簿及び関係書類の調査を行うとともに関係職員からの事情聴取を行った。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導監督に係る事務が適正に行われているかについて調査を行った。

7 監査対象団体の概要 令和5年度

- (1) 名称等 鹿島公民館運営協議会 会長 力田 賢次
- (2) 所在地 鹿島市大字高津原4326番地1 鹿島市民交流プラザ3階
- (3) 設立時期 平成19年9月4日
- (4) 設立目的 鹿島地区住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、地区住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に組織する。
- (5) 事業内容
 - ① 鹿島公民館の鹿島市指定管理者委託業務
 - ② 生涯学習・社会教育・地域振興の推進
 - ③ 鹿島公民館運営協議会に所属する各団体の事務局業務
- (6) 組織 会長1名、副会長3名、委員5名、監事2名
事務局（主任主事）1名、（主事）1名

8 管理する施設の概要

- (1) 名称 鹿島公民館
- (2) 所在地 鹿島市大字高津原4326番地1 鹿島市民交流プラザ3階

9 指定管理の概要

- (1) 指定期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）
- (2) 委託料 令和5年度分 7,707,000円

(3) 決算状況

【収入の部】

項 目	金 額
指定管理委託料	7,707,000円
繰 入 金	326,841円
事 業 収 入	112,200円
雑 入	18円
計	8,146,059円

【支出の部】

項 目	金 額
人 件 費	6,883,093円
需 用 費	314,157円
役 務 費	112,568円
委 託 料	0円
使用料及び賃借料	127,074円
公 課 費	0円
予 備 費	0円
そ の 他	409,805円
引 当 金	299,362円
計	8,146,059円

10 監査の結果

(1) 鹿島公民館運営協議会

指定管理者である鹿島公民館運営協議会は、鹿島公民館の設置目的に沿った管理運営を行っていた。また、指定管理委託料については、公民館指定管理に係る会計帳簿、証拠書類、預金通帳等を照合・検査した結果、概ね適正に執行されていることが認められた。

しかしながら、指定管理事務の一部において以下に述べるような改善等が必要な事項が見受けられた。なお、軽微な改善事項については、口頭で注意を促したところである。

【改善・留意事項】

- ① 令和5年度鹿島公民館運営協議会収支決算書について、市へ提出された実績報告書に添付されていた決算書と総会資料に添付されていた決算書とでは相違があったため、同じものを添付されたい。
- ② 長期勤務手当および役員手当の支出根拠について、明記されたものが無いため、規則等に明記されたい。

- ③ 支出について、銀行からの出金日から実際の支払日までに期間があいているものがあつたため、適切な事務処理に努められるようお願いしたい。

(2) 生涯学習課

生涯学習課における鹿島公民館運営協議会に対する指定管理委託に係る事務は、概ね適正に執行されていたが、以下に述べるような改善を必要とする事項が見受けられた。なお、軽微な改善事項については、口頭で注意を促したところである。

【改善・留意事項】

- ① 指定管理者募集要項で定められた応募書類の一部が添付されていなかったため、応募を受け付ける際には十分に確認をされたい。
- ② 長期勤務手当および役員手当の支出根拠について、明記されたものが無かったため、指定管理者への指導及び監督については適宜行うよう努められたい。

(3) 意 見

鹿島公民館は、平成20年度から鹿島公民館運営協議会が指定管理により管理運営を行っており、令和5年度で4期目（1期5年）となっている。

鹿島公民館では、職員に対する長期勤務手当に関して、支出根拠があいまいなまま手当が支払われていたなど、根拠規程が整備されていないものが見受けられたため、早急な対応をお願いしたい。

また、生涯学習課においては、基本協定書第16条に、「管理業務及び経理の状況に関し、実地に調査し、必要な指示及び改善を命ずることができる」と定められていることを遵守し、管理運営状況の定期的な点検及び改善が図られるよう指導するとともに、各公民館業務の履行状況の確認を確実に行われるよう努められたい。

各地区公民館の決算書に計上されている引当金について、令和4年度に実施した能古見公民館及び鹿島市のごみふれあい楽習館に対する財政援助団体等監査結果報告書で、「各公民館の実状に応じて、それぞれの引当金の額が将来必要な額であるのか精査をお願いしたい」として改善をお願いしたところであるが、生涯学習課へ精査の方法について事情聴取したところ、引当金の内容について聞き取りを行ったということであった。しかしながら、今回の監査対象である鹿島公民館の会計帳簿からは改善を確認することができなかった。

引当金は、特定の費用に備えてあらかじめ準備しておくものであることから、その内容確認は書面により確実にを行うよう重ねてお願いしたい。

今後においても、鹿島公民館運営協議会と生涯学習課の協力のもと、鹿島公民館が地域住民に積極的に利用される地域活動の中心施設として機能し、より一層、利用者から喜ばれる施設運営に尽力されることを望むものである。